

事 務 連 絡
平成 3 0 年 7 月 1 6 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨に係る被害地域（河川氾濫・浸水等）における
感染症予防対策に係る消毒について

標記被害に際して、平成 30 年 7 月 8 日付事務連絡「平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨に係る被害地域（河川氾濫・浸水等）における感染症予防対策について」にて、感染症の発生及びまん延が懸念される場合の感染症予防対策として消毒及び害虫等対策（ねずみ族、昆虫等駆除）を円滑かつ適切に実施いただくようご連絡したところですが、実施に際して下記について留意いただきますようお願いいたします。

なお、今般の大雨により被災されていない地方公共団体におかれましても、今後の参考とされますよう本事務連絡を送付します。

また、災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策については環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室が所管となるので参考までにお知らせします。

記

（1）消毒薬や委託業者の不足状況の把握及び調整について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号。）に基づく消毒及び駆除の実施に際しては、貴管内の市町村とも相談をして、消毒液の在庫状況や委託業者の活動状況についても把握しつつ実施していただくようお願いいたします。また、消毒液や委託業者の人手について不足が生じる場合は、円滑かつ適切に実施できるように調整いただきますようよろしくお取り計らい願います。

（2）調整がつかない場合の当課への連絡

上記（1）による調整がつかない場合は、結核感染症課までご連絡いただきますようお願いいたします。